

## 東京都公安委員会規程第5号

非常勤職員の公務災害等に伴う福祉施設の実施に関する規程（昭和60年4月1日東京都公安委員会規程第3号）の全部を次のように改正する。

平成21年9月1日

東京都公安委員会  
委員長 安西 邦夫

### 非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

#### （目的）

第1条 この規程は、実施機関たる東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号。以下「条例」という。）第25条第1項に規定する福祉事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において「職員」とは、公安委員会が委嘱し、又は任命した職員で、条例第2条の規定に該当する非常勤職員をいう。

#### （福祉事業の実施）

第3条 公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する福祉事業の実施については、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年東京都規則第83号）第18条の2から第22条までの規定によるほか、東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和50年東京都規則第229号。以下「都規則」という。）第2条から第10条まで、第11条の2第1項、第12条の2、第12条の3及び附則第3項の規定の例による。

2 前項の都規則の適用に当たっては、同規則中「知事」とあるのは「公安委員会」と読み替えるものとする。

#### （休業援護金等の申請）

第4条 都規則第3条に規定する休業援護金の支給等を受けようとする者は、公安委員会に申請するものとする。

2 前項の申請は、支給事由の生じた日の翌日から起算して2年（都規則第3条第6号から第9号までに規定する支給金及び給付金の支給に係る申請については、5年）以内に行わなければならない。

#### （未支給の福祉事業の申請）

第5条 都規則第10条に規定する未支給の福祉事業の支給を受けようとする者は、公安委員会に申請するものとする。

(支給の決定)

第6条 公安委員会は、第4条及び第5条の規定による申請を受理したときは、承認するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。